

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月31日から同年6月1日まで

A社からB社へ移った時の厚生年金保険の記録に空白があるのはおかしい。異動前後の仕事に変化は無く、異動手続の際、届出日を誤ったことにより差異が生じただけなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の代表取締役及び申立人と同日付けで同社からB社へ異動した同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和61年6月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年4月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年3月までの期間及び57年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から48年3月まで
② 昭和57年4月から59年3月まで

A社を退職した後、先輩から国民年金の必要性を聞き、20歳になる昭和46年*月頃に加入し保険料を納付した。その後、56年6月に結婚し、B幼稚園を退職した後、57年4月に再加入をした。夫がきちんと納付しているのに私の分だけを納付していないとは考えられず、納付書が同時に送られてきて、夫婦一緒に納付した記憶がある。それ以外の期間は納付済みとなっており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年9月頃に払い出されており、申立人のオンライン記録によると、同年12月10日に記録訂正がされるまで申立期間①は未加入期間で、国民年金保険料が納付できない期間であり、当該期間当時、C市から申立人に対して保険料の徴収は無かったものと考えられる。

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和59年9月頃を基準とすると、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付のみ可能であるが、申立人は、当該期間の保険料は夫婦一緒に現年度分として納付しており遡って納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は申立期間当時の加入手続及び保険料納付の記憶が明確ではないことに加え、申立人の保険料納付を裏付ける関係者の証言も得られない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外に交付を受けた記憶が無いと述べている上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から47年3月まで

実家は自営業で経理、税金及び年金等の銀行や役所に係る業務は全部、亡くなった母親の仕事だった。二人の兄の国民年金保険料の納付記録と同様、私の国民年金保険料も母親が納付していた。国民年金手帳は母が持っており、二人の兄と姉も国民年金手帳を預かった覚えは無いと言っている。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親も既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年9月頃に払い出され、同年9月26日に任意加入被保険者の資格取得がされていることから、申立期間は未加入期間であり、申立人へ国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、関係人の証言も得られないことから、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付した事実を推認することは困難である。

さらに、申立人が現在所持している国民年金手帳の昭和47年8月の国民年金印紙検認記録欄に「本月以前納付不要」の押印がある上、申立人は、この国民年金手帳以外受け取った記憶が無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 11 月 30 日まで
② 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 8 月 18 日まで

申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社（現在は、C社）に勤務した。
調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された昭和 29 年 6 月頃の写真及び複数の同僚の供述により、申立人は、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和 30 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立期間①の一部において適用事業所でないことが確認できる。

また、新規適用時頃に入社したと思われる同僚は、申立人を「知らない。」と供述している上、申立人もその同僚を「知らない。」と供述している。

さらに、新規適用時に在籍していた同僚 3 人に確認したところ、新規適用時に申立人が在籍していたという供述を得ることができない。

加えて、商業登記簿上、A社と合併し、後継会社であるD社は、「就労の確認はできたが当時の資料が保存されていないため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

申立期間②について、申立人が、事業主及び同僚の氏名並びに事業所の場所及び事業内容等を具体的に供述していることから、期間は特定できないものの、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社は、昭和 31 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうちの同日以前の期間については、適用事業所でないことが確認できる上、新規適用時に記録がある同僚 2 人に確認したところ、申立人の勤務の実態の供述を得ることができなかった。

また、C社は、当時の資料が残っていないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

私は、高校卒業後、A社（現在は、B社）C支社D支部に勤務し、勤務期間中の昭和 46 年 11 月に結婚した。47 年 5 月 1 日まで勤め、その時に厚生年金保険被保険者証と失業保険被保険者証をもらったので大事にしまっておいた。平成 17 年頃に同社の勤務期間が厚生年金保険被保険者期間として漏れていたため申出をしたところ、脱退手当金をもらっていると回答があったが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無い。脱退手当金請求手続には厚生年金保険被保険者証を添付する必要があったはずなのに私が持っているのはおかしいと思うので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す記録がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 8 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、厚生年金保険被保険者名簿には、備考欄に「47 年 8 月 2 日氏名変更」の記載があり、昭和 47 年に旧姓から新姓に氏名変更処理されたことがうかがわれ、申立期間の脱退手当金が同年 8 月 9 日に支給決定されていることを踏まえ、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。